

令和8年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和8年1月総会

萩市農業委員会総会議事録

1月20日(火) 午前9時32分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第2号 農地売買等事業に係る費用土地利用集積促進計画の策定要請について
- 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第4号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番 中村博	2番 横山喜一郎
3番 三村浩一	4番 守永正範
5番 大石博則	6番 鈴川肇
7番 原川久美子	8番 藤田芳昭
欠席 矢次利典	10番 岩本裕子
11番 中野恵子	12番 草野隆司
13番 原田知美	14番 金子哲也
欠席 大田忠男	欠席 品川民雄
17番 長富繁美	18番 松田由美子
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

1番 中村博 17番 長富繁美

○議事

事務局長

ただいまから、令和8年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いいたします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 中村委員、17番 長富委員
をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第1号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る12月22日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約800mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は、1,690㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、高齢になり市外在住で耕作の継続が難しいため、後の議案第4号にも出てくる現況確認対象の農地とともに譲渡を検討しておられました。この農地について譲受人の●●●さんが萩市へ移住されるにあたって当該農地を取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢は●●●歳、農業経験年数はございません。農作業従事日数は、150日のご予定です。繁忙期には、2、3名程度の雇用により作業従事なされるご予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、柑橘等の果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、必要に応

じて作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、12月22日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局3名、そして私とで現地確認を行いました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲受人は以前から家庭菜園や自給自足を考えておられ、柑橘類などを植えてジャムなどを作って活用したいということです。この畑は少し傾斜がありますが、もともと植えてあった柑橘などがまだ残っておりまして、問題ないものと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る12月23日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推

進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.3kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか7筆で、地目は登記、現況ともに田が5筆、登記、現況ともに畑が3筆で面積の合計は7,183㎡です。

譲受人は●●●、●●●の●●●さんで、耕作面積は601㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、同じく●●●で譲受人の息子さんである●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、父親からの相続で当該農地を取得しましたが、ご本人は、ほぼ全盲に近い弱視のため営農等が行えず、娘さんが二人おられますが、財産の相続をなされない旨、家族協議がなされたようです。ご家族のお話では、●●●さんの妹さんが最終的に取得されるとのことで、いったんお母さまに移されるということです。実質的な農地管理を行っておられた譲受人で母親の●●●さんへ贈与により譲渡することとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

なお、当該農地は「●●●」が利用権設定により管理をしておりますが、譲渡人及び譲受人の双方ともに法人構成員であるため、合意解約なしに耕作管理を継続することとなります。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は60年で、農作業従事日数は150日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において地目が田の農地は、現在も利用権設定されている●●●さんが引き続き耕作されるとともに、自宅周辺の畑地については、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬など畑地を管理する農機具一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第1番 この件につきまして、12月23日、現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。田の農地は農地組合法人「●●●」さんが耕作されており、お二人ともが組合員であるこ

とから特に問題はないものです。家庭の事情で取得される状況でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る12月23日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は3筆全ての農地において登記、現況ともに田で、面積の合計は1,744㎡です。

譲受人は●●●の●●●、●●●さんで、耕作面積は1,375㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与になります。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継者もいないことから、これまで利用権設定により耕作管理をしておられた譲受人の●●●さんに売買による譲渡の打診をなされておられました。この申し出に譲受人の●●●さんが応じられ、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

なお、当該農地は、令和7年から譲受人の●●●さんが代表を務めておられる「●●●」が利用権設定により管理をしておられますが、譲渡人及び譲受人の双方ともに法人構成員であるため、合意解約なしに耕作管理を継続することとなります。

議受人の●●●さんは年齢●●●歳、奥様が●●●歳で農業経験年数はご夫婦ともに37年、農作業従事日数もご夫婦ともに300日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において引き続き水稻の作付けを行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや草刈機などを所有するほか、繁忙期には地区内の共同作業機械を借用し営農に従事されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、12月23日、●●●推進委員さんと、事務局と私で現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。とてもきれいに管理されていて特に問題はないものと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事務局 このたび、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農地

売買等事業の活用を希望する出し手及び受け手からのあっせんの申し出を受け、農地あっせん会議を通じて調整がなされた、別添一覧の農地について、農地中間管理機構から促進計画（案）が提出されました。

ついては、別添一覧のとおり対象農地の買入及び売渡について、やまぐち農林振興公社へ促進計画の策定要請を行うことについて、本会の承認を求めるものです。

それでは総会資料の3ページをご覧ください。

本日は、3件の促進計画（案）が提出されております。第1項から第3項まで関連がありますので、一括してご説明いたします。

このたびの促進計画（案）ですが、●●●の●●●地区の農地について、第1項から第3項までの農地所有者である●●●さん親子及び●●●から、それぞれが所有される農地について農業委員会へあっせんの希望があり、「農地あっせん会議」を通じて、農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社が行う「農地売買等事業」を活用することとして対象農地の買入、売渡を行うこととなったものです。

第1項の●●●さん、第2項の●●●さん親子の農地を公社を通じて●●●が売買により取得され、また、第3項の●●●の農地を●●●さんが売買により取得されます。

（スクリーンに位置図を表示）

現地場所ですが、●●●から南東に約8km下がったところにあります。ピンク色が●●●の農地、息子さんの●●●さんの農地が黄色、父親の●●●さんの農地が水色ということで、水色と黄色の農地をピンクの農地と交換するかたち、実際金額は同じ金額で動くのですが、実質的には交換というかたちでございます。現地の状況は、すでに●●●がオリーブの栽培等をなされております。かつて農業委員会で視察に行った現場もありますが、オリーブもあれから大きくなってきております。また、皆さんで見に行くのもいいと思います。ここは、●●●の農地ですが、●●●さんが、サツマイモの栽培をされている状況です。これを売買事業を活用して行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。

議案書は5ページ、内容は次の6ページをご覧ください。

本日は、13件の合意解約が提出されております。

第1項から12ページの第7項まで、少しページ数がございしますが、農地中間管理事業の解約に関連がありますので一括して説明いたします。

第1項の賃貸人●●●さんから、9ページ第6項の●●●さんまでの対象農地が66筆ございしますが、農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社を介して●●●さんが貸借されていたものの合意解約です。

令和8年度末をもって、●●●さんが法人を解散なされる見込みで、今後の解散事務を見越して、事前に合意解約の手続きを進められるものです。解約後は、第1項の●●●さんの農地は別の耕作者が耕作されますが、第2項から第6項まで農地については、現法人の構成員であるそれぞれの所有者が自ら耕作されることとなっています。

続いて、12ページ下段の第8項は、法人の●●●と●●●さんの相対契約分にあたる合意解約で、解約後は、別の耕作者が耕作をなされます。

続いて、13ページの第9項から第11項までは、農地中間管理事業の解約で、第9項の賃貸人の●●●さんと第10項の●●●さんの農地、合計6筆を、やまぐち農林振興公社を介して●●●さんが貸借されていたものの合意解約になります。解約後は、別の耕作者が耕作なされます。

続いて、第12項と第13項ですが、こちらも農地中間管理事業の解約になりますが、第12項の賃貸人である●●●さんの所有する、別に利用権設定している農地が、来る3月31日をもって●●●さんとの貸借期間が満了を迎えるため、貸し借りの終期を他の契約と揃えたい、更新のタイミングを合わせたいとのことで出し手、受け手の双方のご意向に沿って合意解約がなされるものです。そのため、解約後は再度、契約を結び直して、令和8年4月1日から引き続き法人の●●●さんが耕作をなされます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、それでは、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案)

議長 議案第4号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号第1項について説明いたします。議案は15ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

12月22日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に740mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は619㎡、外2筆で合計面積は657.26㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●は市道●●●線沿いにあり、先ほどの議案第1号第1項の3条申請地の畑の隣で、●●●・●●●は市道●●●線●●●線沿いにある農地です。

申立てによると、申請地3筆は、平成18年3月に相続したが、相続する以前より耕作されておらず、少なくとも相続した当時から現在までの約20年以上に渡って耕作しておらず、竹等が繁茂しているとのことです。

本調査によると、申請地●●●は隣接地●●●への砂利敷きされた進入路として、●●●・●●●は竹が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

12月23日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に1.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は190㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、県道●●●線沿いにある、先ほどの議案第1号第2項の3条申請地の畑の隣で、●●●さんの自宅の隣にある農地です。

申立てによると、申請地は、平成元年頃に農業用倉庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の農業用倉庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

12月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に2.2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は681㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、県道●●●線沿いにある、●●●の近くにある農地です。

申立てによると、申請地は、20年以上前から砂利敷きをして、●●●の職員駐車場として使用させていた。現在は、●●●の職員駐車場として使用させているとのことです。

本調査によると、申請地は、砂利敷きされた駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。

12月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東に3.1kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,865㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、市道●●●線から林道●●●線を230m入ったところにある農地です。

申立てによると、申請地は、平成2年4月に夫が相続により取得したが、相続後20年以上農地としての利用はなく、現況も雑木等が繁茂して原野状態であるとのことです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第5項について説明いたします。議案は16ページです。

12月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東に3.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は759㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、先ほどの4項の隣にある農地です。

申立てによると、申請地は、昭和59年1月に夫が相続により取得したが、相続後20年以上農地としての利用はなく、現況も雑木等が繁茂して原野状態であるとのことです。

本調査によると、申請地は、竹が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第6項について説明いたします。

12月22日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に1.2kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は282㎡、外2筆で合計面積は693㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●「●●●」のそばの●●●の裏手にある農地です。

申立てによると、申請地3筆は、平成23年10月に相続により取得したが、相続後、申請地には耕作に立ち入ることも無く現在に至り、雑木や竹も生い茂り、耕作放棄地の態をなしているとのことです。

本調査によると、申請地3筆は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第7項について説明いたします。

12月11日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に780mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,158㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、国道●●●号線沿いにある●●●の●●●のそばの●●●さんの自宅の近くの川岸にある農地です。

申立てによると、申請地は、昭和40年代中頃まで水田として耕作していたが、水不足から水田での利用を止め、シキミ・柿を植えて、20年間はこれを販売していた。その後両親の高齢により販売もできなくなり、平成に入ってから手入れもできず、現在は雑木等が生い茂り山となっているとのことです。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、それでは、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時5分 閉会